

令和2年5月29日		
所 属	保育管理課	こども入所支援担当
所属長	谷 章	西田 啓行
電 話	06-6489-6254	06-6489-6369

---

## 兵庫県の子業要請の見直し等に伴う保育施設（事業所）の対応について

---

現在、尼崎市では、保育施設（事業所）について、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底した上で開所することとし、兵庫県が定めた休業要請の対象となっている施設に勤務している保護者の子どもについては在宅での保育をお願いしているところですが、6月1日以降、兵庫県の休業要請を行う施設が全て解除されるため、6月1日以降の保育施設（事業所）の対応について、次のとおり変更します。

### 1 保育施設（事業所）の開所について

園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底した上で開所することとします。

### 2 実施時期について

6月1日（月）から

### 3 在宅保育について

保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、保護者へは、可能な限り在宅で保育を行っていただくようお願いをします。

### 4 保育料等について

引き続き、6月30日までの期間、登園自粛のお願いにより在宅保育に協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。（7月以降は未定）

以 上